

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 アイゼンベル・フェリックス＝ラインハルト 様 あて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 新丸の内センタービルディング ゾンデルホフ&アイゼンベル法律特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 29.10.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 18P0334W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/032315	国際出願日 (日.月.年) 19.08.2019	優先日 (日.月.年) 26.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02K1/27 (2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ミネベアミツミ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 16.10.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 池田 貴俊	3V 9256
		電話番号 03-3581-1101 内線 3357	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-9, 11-13, 15	有
	請求項	1-2, 10, 14	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-15	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2010-220359 A (株式会社安川電機) 2010.09.30,  
段落[0001], [0009], [0024]-[0026], 図5-6, 12-13  
(ファミリーなし)

文献2: JP 2018-137924 A (本田技研工業株式会社) 2018.08.30,  
段落[0017]-[0036], 図1-2  
& US 2018/0241266 A1, 段落[0034]-[0053] & CN 108462268 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性及び進歩性を有しない。

国際調査報告に引用された文献1には、以下の発明が記載されている。

「環状部、および、該環状部から、一対の連結部(図12-13を参照。(59))を介して放射状に延在する複数の磁極片を有するロータコア(52)と、周方向に相互に隣接する前記磁極片のそれぞれの間に配置された複数の第1のマグネット(53)と、前記一対の連結部(59)の間に配置された複数の第2のマグネット(53)とを有し、周方向において、前記第1のマグネット(53)のそれぞれは、隣接する2つの磁極片の側面に接触し、径方向において、前記第2のマグネット(53)は、前記磁極片の内面に接触しているロータ」

ここで、本願における請求項1に係る発明と文献1に記載された発明を対比すると、両者は発明を特定するための事項に差異がない。

したがって、本願における請求項1に係る発明は、文献1に記載された発明であるから、新規性及び進歩性を有しない。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性及び進歩性を有しない。

文献1に記載された発明におけるロータは、周方向において、磁極片が有する2つの側面のうち、一方の側面側における前記第1のマグネットの磁極と、他方の側面側における前記第1のマグネットの磁極と、径方向において、前記磁極片の内面側における前記第2のマグネットの磁極とが同じ磁極である。

[補充欄へ続く]

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

したがって、本願における請求項 2 に係る発明は、文献 1 に記載された発明であるから、新規性及び進歩性を有しない。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。文献 1 に記載された発明において、一对の連結部が、周方向において磁極片の環状部側の端部の両端部と連結するようにすることは、当業者にとって格別困難であるということができない。

したがって、本願における請求項 3 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

国際調査報告に引用された文献 2 には、径方向において、第 1 のマグネット (30a, 30c) の内面と、環状部の外面との間に、第 1 の空隙がある (図 2 を参照。(40a, 40c)) ロータの発明が記載されている。

したがって、文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用して、本願における請求項 4 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 2 に記載された発明において、周方向における第 1 の空隙の幅が、環状部から磁極片に向かうにしたがって広くなるようにすることは、当業者が適宜行い得る設計的事項である。

したがって、文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用して、本願における請求項 5 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 2 に記載された発明は、周方向において、第 2 のマグネット (30b) の両側面と、一对の連結部の側面との間に、第 2 の空隙 (40b) を有する点が記載されている。

したがって、文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用して、本願における請求項 6 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

[補充欄へ続く]

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 2 に記載された発明において、周方向における第 2 の空隙の幅が、環状部から磁極片に向かうにしたがって狭くなるようにすることは、当業者が適宜行い得る設計的事項である。

したがって、文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用して、本願における請求項 7 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 2 に記載された発明において、第 2 の空隙が有する複数の角部のうち、磁極片側における角部に、第 2 のマグネットの角部が接触する構成とすることは、当業者にとって格別困難であるということができない。

したがって、文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用して、本願における請求項 8 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 2 に記載された発明において、第 2 の空隙が有する複数の角部のうちの環状部側における角部と、第 2 のマグネットの角部とが離間する構成とすることは、当業者にとって格別困難であるということができない。

したがって、文献 1 に記載された発明に文献 2 に記載された発明を適用して、本願における請求項 9 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されているので、新規性及び進歩性を有しない。

文献 2 に記載された発明におけるロータは、径方向において、第 2 のマグネットの内面と、環状部の外面とが接触する構成である。

したがって、本願における請求項 10 に係る発明は、文献 1 に記載された発明であるから、新規性及び進歩性を有しない。

[補充欄へ続く]

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。  
文献 1 に記載された発明において、径方向において、第 2 のマグネットの外面と、磁極片の内面とが、ロータの外側に向かって湾曲する構成とすることは、当業者にとって格別困難であるということができない。

したがって、本願における請求項 11 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。  
文献 1 に記載された発明において、径方向において、第 2 のマグネットの内面と、環状部の外面とが、前記環状部が有する孔部に向かって湾曲する構成とすることは、当業者にとって格別困難であるということができない。

したがって、本願における請求項 12 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 13 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。  
文献 1 に記載された発明において、周方向における連結部の幅が、環状部から磁極片に向かうにしたがって狭くなるようにすることは、当業者が適宜行い得る設計的事項である。

したがって、本願における請求項 13 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

請求項 14 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されているので、新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明は、ロータ (52) と、前記ロータ (52) に固定されたシャフト (51) と、コイル及び該コイルが巻き回された磁性体を有するステータとを備える (段落 [0001], [0009] を参照。) モータについての発明である。

したがって、本願における請求項 14 に係る発明は、文献 1 に記載された発明であるから、新規性及び進歩性を有しない。

請求項 15 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により進歩性を有しない。  
文献 1 に記載された発明におけるモータを電子機器に用いることは、当業者が適宜行い得る設計的事項である。

したがって、本願における請求項 15 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。